

令和5年5月12日

保護者 各位

茨城県立笠間高等学校長

5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

新緑の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上において5類感染症へ移行することに伴い、本校における今後の感染症対策等を以下の通りとしましたので、御確認と御理解の程よろしくお願い致します。

1 学校における新型コロナウイルス感染症の考え方について

(1) 感染状況が落ち着いている平時の対策

- ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めない
- ・昼食等の場面においては、「黙食」は必要ない

(2) 感染が流行している場合の対策（一時的に考えられる対策例）

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する
- ・マスクの着用を推奨する

2 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合について

① 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

ただし、療養期間については、医師とよく確認をしてください。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすることとします。

② 登校再開後、本校所定の「治癒報告書」に必要事項を記入し、処方薬の説明書等を添付して学校へ提出してください。

③ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

3 その他の留意事項

(1) 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降、濃厚接触者としての特定は行われなかったことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、出席停止措置の対象とはしないこととします。

(2) 感染が不安で休ませたい等の相談があった場合の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者などの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、欠席とはしないことも可能です。

(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合の取扱いについて

発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とその他の疾病による症状を区別することは困難であることから、普段とは異なる症状があることを理由として、出席停止措置など登校を一律に制限することはしないこととします。

ただし、普段とは異なる症状があつて登校する場合は、マスクの着用を推奨します。

【問い合わせ先】

茨城県立笠間高等学校 教務部
〒309-1611 茨城県笠間市笠間 1668
Tel:0296-72-1171 Fax:0296-72-2590
E-mail:koho@kasama-h.ibk.ed.jp